

「市場独占事業者であることの原則についての 取引競争委員会布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●市場独占事業者であることの原則についての取引競争委員会布告

前文省略

第一項

以下のように市場シェア及び販売額を有する事業者を市場独占事業者とする。

(一) いずれかの事業者がいずれかの商品またはサービス市場において、過去一年間の市場シェアが五〇%以上、かつ過去一年間の販売額が一〇億パーツある。もしくは

(二) 上位三事業者がいずれかの商品またはサービス市場において、過去一年間の市場シェアが合計で五〇%以上、かつ過去一年間の販売額が合計で一〇億パーツある

第一段(二)の内容は過去一年間の市場シェアが一〇%未満、もしくは過去一年間の販売額が一〇億パーツ未満の事業者には適用しない。

第二項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。[官報公示日は二〇〇七年二月七日]

(おわり)